

プラレトリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和6年12月4日～令和7年1月2日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
1	余計なものを入れないで欲しい。 アメリカや諸外国を見習って食物の品質をもっと考える事が重要。	食品安全委員会では、「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」（平成30年4月10日食品安全委員会決定）に基づき、リスク管理機関から提出された資料に基づき海外の評価結果もふまえ、食品を介した動物用医薬品の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。 本成分について、食品安全委員会は、今回設定した許容一日摂取量（ADI）に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本成分の食品を介した安全性は担保され则认为しています。 動物用医薬品の使用基準及び残留基準は、食品健康影響評価の結果を踏まえてリスク管理機関である消費者庁及び農林水産省が設定いたします。いただいたご意見はリスク管理にも関係するものと考えられることから、リスク管理機関である消費者庁及び農林水産省に情報提供いたします。

※頂いたものをそのまま掲載しています。